○厚生労働省農林水産省令第一号

独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第七十九条第二項の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和

独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令（平成十三年厚生労働省農林水産省令第四号）第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（昭和四十五年厚生省農林省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（農業者老齢年金に係る受給権者の現況の届出） **第三十九条**　基金は、農業者老齢年金に係る受給権者（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定による機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けることができる者を除く。）に対し、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書）を、提出日までに提出することを求めるものとする。 一・二　（略） 2　受給権者は、前項の規定による届書の提出を求められたときは、同項に規定する提出日までに、当該届書を基金に提出しなければならない。 3　第一項の規定は、農業者老齢年金の裁定が行われた日以後一年以内に提出日が到来する年には、当該受給権者については、これを適用しない。	（農業者老齢年金に係る受給権者の現況の届出） **第三十九条**　農業者老齢年金に係る受給権者は、毎年提出日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書）を基金に提出しなければならない。 一・二　（略） （新設） 2　前項の規定は、農業者老齢年金の裁定が行われた日以後一年以内に提出日が到来する年には、当該受給権者については、これを適用しない。

附　則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十四号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十六条第一項及び第二項（同法第七十二条の三において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第三項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第四十条第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項（同法第七十七条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。）、同法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十四条の三第一項、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第二十九条第一項並びに水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第十九条第一項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和